

平成 27 年度 第 2 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 28 年 1 月 13 日 (水)

と ころ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

平成 27 年度 第 2 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 28 年 1 月 13 日、平成 27 年度 第 2 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 28 年 1 月 13 日 (水) 13 時 30 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

田原直樹委員	田中栄治委員	今井進委員	菟原元彦委員
溝端義男委員	田渕清彦委員	圓増亮介委員	西尾和磨委員
谷舗浩美委員	栗山泰三委員	渡辺拓道委員	堀毛隆宏委員
原山重雄委員	安川徳委員		

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市副市長 平野 斉

まちづくり部長 梶村 徳全

まちづくり部地域計画課長 中筋 吉洋

まちづくり部地域計画課課長補佐 中野 悟

まちづくり部地域計画課都市政策係長 岸本 耕一

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 矢持 高士

上下水道部長 酒井 和正

上下水道部下水道課長 上山 計悟

上下水道部下水道課工務係長 古谷 重樹

3. 会 議

事務局

1. 開会（13時30分）

事務局紹介

平野副市長

2. 副市長あいさつ

= 平野副市長あいさつ =

（平野副市長は他の公務のため退席）

会長

3. 会長あいさつ

= 田原会長あいさつ =

以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。

委員15名のうち14名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることを確認し、その旨事務局より報告を受ける。

本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。

篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として今井進委員及び谷舗浩美委員を指名する。

事務局

4. 議事

= 事務局より議案第1号 篠山都市計画道路の変更（3.6.570号大手線ほか1路線の変更）について及び議案第3号 篠山都市計画道路の変更（3.6.171号中央線ほか2路線の変更）について説明 =

会長

ただいまより本件の審議を始めます。

ご意見ご質問がある方は挙手の上、お名前をおっしゃられてからご発

言をお願いします。

委員 前回もご質問いたしましたが、都市計画道路の計画の廃止に伴い建築制限が緩和されますが、計画道路周辺の用途地域の変更はないということによろしいですか。

事務局 都市計画道路廃止予定の周辺に用途地域の設定はありません。
都市計画道路の計画をはずすことによって、建築許可の手続きが少なくなります。

委員 説明会や縦覧において、建築制限に対する補償の話はありませんでしたか。

事務局 縦覧については12月に行いましたが、意見等はありませんでした。
それ以外の広報、説明会においても補償と求めるという意見は聞いておりません。

会長 議決を要する案件でございますので、計画書等のご確認もお願いします。

理由書、変更前後対照表もご覧いただきながら、まず議案第1号では終点、主な経過地が変わっている、延長が変わっているということをご確認願います。議案第3号につきましても同様ですが、幹線街路3.6.171号については名称を変更して2路線とし、それに伴い起点と終点、名称等が、延長も含めましてかなり細かく変更されています。幹線街路3.5.172号、3.6.173号については、延長の削減に伴い終点、延長が変わっており、一部名称も変わっていますのでご確認をお願いします。

変更の基本的な内容については、事務局から計画図を用いて説明があったところがございます。

委員 今までの建築制限（セットバック）に対する補償は考慮されないのですか。

事務局 都市計画道路の計画廃止に伴う建築制限の緩和に伴い、それまでの制限に対する損害賠償を求めた訴訟はありますが、賠償が認められた最高裁判所の判例は出ていない状況でございます。

篠山市としては、建築制限がなくなることでまちづくりが円滑に進むものと考えており、これ以上建築制限をかけ続けることが問題であると考えておりますので、この時期に至ってですが、廃止することでよりよいまちづくりを進めていきたいと考えております。

委員 補償はないということで、判例の説明をお聞きしましたが、20年、30年にわたり制限をかけてきたことに対して、何らかの償いの必要があると思います。

今後はいいのですが、過去にかけた制限について何らかの考慮が必要ではないかと思えます。

事務局 最高裁判所の判例もある中で、篠山市が補償するということは市民の理解を得られにくいと考えます。

仮に訴訟になれば、これまで他市が主張してきたことを篠山市としても主張せざるをえないと考えています。

会長 各委員から建築制限に関する確認があったわけですが、結果的に不利益が生じた、それに対してどういうスタンスで臨むかというご指摘でなかったかと思えます。

計画廃止に伴いどこの市町村でも起こりうる問題だと思います。

無条件に法的に補償しろとおっしゃっているわけでは必ずしもないと思いますが、ご理解いただくために、慎重に対処してほしいというご要望ではなかったかと思えます。

将来も起こりうる問題ですので、引き続きご検討いただき、そういう

観点から適切に対応いただきたいと思います。

委員 大手線、城西線の変更区間が図では同様に見えますが、変更前後対照表の備考欄では320m削減、190m削減となっており、差がありますが正しいですか。

事務局 当初の市決定の延長から今回残す延長を差し引き、今回削減する延長としています。

図の表記では確かに同じくらいですけれども、表記としては差があるということです。

計画書の数字は正確なものです。

会長 変更前後対照表の備考欄の延長とは違うという印象を持つことは事実です。

計画書で最終的な延長が合えばよしとするということだと思います。

そこだけご確認をお願いします。

会長 他にご意見ご質問がないようですので、議案第1号の採決に入りたいと思います。

委員の皆様にご審議いただきました議案第1号 篠山都市計画道路の変更（3.6.570号大手線ほか1路線の変更）につきましては、原案のとおり可決したいと考えますが、ご賛同いただける方の挙手をお願いしたいと思います。

会長 出席委員全員に挙手いただきましたので、議案第1号は可決いたしました。

会長 続きまして、議案第3号について確認したいと思います。

議案第3号 篠山都市計画道路の変更（3.6.171号中央線ほか2路線の変更）につきましては、兵庫県の都市計画の決定に際し、当該

市町の意見を聴くと定められていることから、篠山市の意見を具申にあたって、この審議会に諮問されているものです。

原案に異議がない旨を答申したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし

会長

ご異議がないということでしたので、原案に異議がない旨を答申します。

答申書の作成については会長に一任ということでご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございます。

事務局

= 事務局より議案第2号 篠山都市計画下水道の変更（篠山市公共下水道の変更）について説明 =

会長

事務局からの説明が終わりました。

ご意見ご質問がございましたらお願いします。

第2号議案についても、計画書の確認をお願いします。

計画書の朱書きの部分、南部排水区55haが追加となっています。

その下に理由が書いてあります。

変更前後対照表には、汚水の変更はなく、雨水のみが変更となることが記載されています。

前回の事前説明時のご質問にもありました防災マップとの関係、防災マップは概ね100年に一回程度の大雨での浸水想定が書いてあるのに対し、今回の排水処理区域は7年に一回の大雨を想定して変更するということですので、必ずしも一致しませんが、防災マップにおいて浸水し

た場合に想定される水深2 m以上の箇所をカバーするようにこの区域を設定おり、当然、前回の浸水の実態にも則したものであるということでございます。

委員

時間雨量50 mmとの想定でしたが、丹波市では時間雨量100 mmという集中豪雨もあったと記憶しています。

前回、篠山市内全域で時間雨量50 mmを想定しているため、ここだけ時間雨量100 mmにする必要はないと聞かせていただきましたが、実際、時間雨量50 mmでいいのかという検討についてはどうですか。

事務局

現在まで、篠山市の下水道処理の計画については、時間雨量50 mmで整備してきました。

近年のゲリラ豪雨等で60 mm、70 mmの実態も認識しておりますが、整備状況との整合を図って50 mmとしています。

また、雨雲の動きを検証しましたが、50 mmが長時間継続することはありません、時間雨量100 mmを想定した施設となりますと、過大な施設になると考えているところであり、現在の下水道処理の計画に則った50 mmでの整備としています。

会長

他にご意見がなければ、議案第2号の採決に入りたいと思います。

議案第2号 篠山都市計画下水道の変更（篠山市公共下水道の変更）については、原案のとおり可決したいと考えますが、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。

出席委員全員の挙手により議案第2号については可決いたしました。

事務局

＝ 事務局より議案第4号 「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について説明 ＝

会長

事務局からの説明が終わりました。

ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

篠山市の都市計画につきましては、マスタープランを既に策定しているところでございます。

今回の都市計画区域マスタープランというのは、兵庫県が策定する広域の都市計画マスタープランでございまして、篠山市のマスタープランと整合していないとまずいものです。

篠山市としては、整合していると考えていますという説明でした。

お気づきの点があればご指摘いただき、ご不明な点があれば説明を受け、この機会にご理解を深めていただければと思います。

委員

第3 地域別方針 3 都市づくりに関する方針において、地域都市機能集積地区は篠山市役所周辺及びJR篠山口駅周辺となっておりますが、生活都市機能集積地区というのは具体的にどのエリアといったものはあるでしょうか。

事務局

生活都市機能集積地区については、19の旧小学校区にあたる生活圏が対象と考えています。

委員

地区外と地区内というのはないのでしょうか。

全て地区内であれば、篠山市全体として考えられているけれども、外れている地区があれば必要なサービスは受けられないということになり、地区内と地区外で差が出るのかどうか。

事務局

全てのエリアを網羅しています。

生活都市機能集積地区については、校区毎の拠点及びその周辺全てが含まれており、全ての地域が網羅されています。

委員

生活都市機能集積地区は学校の統廃合の度に変更となるのでしょうか。

事務局

訂正します。校区ではなく19のまちづくり地区と考えています。

委員

地域のイニシアティブ（主導）による集落の機能維持とありますが、初めて出てきた表現ではないかと思いますが、地域が主導していくという表現が本当に適当でしょうか。

元気な地域はいいのですが、高齢化で弱っている地域もあります。

主導できない地域は都市計画の対象外であるかのようにも感じます。

農村部である篠山市では違和感があるのではないのでしょうか。

兵庫県が取り組んでいた地域再生大作戦で、総合的に地域を応援してくれていたのですが、この事業はがんばる地域を応援するというものでしたので、モデル地域としてはいいのですが、都市計画として全体を見ていく場合に、頑張る地域だけでいいのでしょうか。

地域の主導による集落の機能維持という言葉については考え直してもらった方がいいのではないかと、意見ということではつないでいただけたらと思います。

会長

地域の主導によるというフレーズが、これまでの地域主体という言い方と比べると、既に疲弊している地域では主導が困難であり、取り残されるのではという懸念があるとのことご意見だったと思います。

委員

第3 地域別方針 1 長期的に目指すべき地域の将来像において、市街地エリアの方向性：①丹波の歴史的まちなみとありますが、丹波市のことと誤解されますので、表現として丹波地域としていただきたいと思います。

第3 地域別方針 3 都市づくりに関する方針において、大丹波連携によるとありますが、京都府の方がそこまで考えられているか確認ができていないのであれば、この表現は若干危惧します。

会長

丹波という用語の使い方については、十分に配慮してほしいという要望があったということを伝えていただきたいと思います。

委員 第3 地域別方針 3 都市づくりに関する方針において、環境に配慮した河川改修を推進するとありますが、昔の河川の状態にしていくということですか。

事務局 マスタープラン原案の28ページをご覧いただきたいと思います。
河川・下水道の方針が書いてありますが、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る中で、生物多様性に配慮した河川整備を推進していくものと考えています。

委員 構造物での整備であれば管理の手間が省けますが、河川の管理は市が行うのですか。

事務局 河川の管理につきましては、一級河川及び二級河川はこれまでもこれからも県で行ってまいりますし、準用河川及びその他河川は市が管理するという事になるかと思えます。

平成9年に河川法が改正され、治水利水に合わせて環境の重要性が規定されたところです。

兵庫県におきましても、人と自然の川づくりというものを推進しておりますし、篠山市におきましても生物多様性に配慮した川づくりでありますとか森づくりといったことをしており、そういったものを反映した一般論としての表現だと思えます。

委員 篠山川の一級河川も堤防等は地域に補助金を出して委託管理していますが、高齢化で管理を断りたい地域がある中で、さらに地域に負担を強いるような自然への配慮はどうかと思えます。

桜並木でも同じで、地域から管理に出る人間がいないので桜協会でやってもらいたいという地域が出てきている。

全面をコンクリートで覆えとは言わないが、管理のしやすい範囲に止めることも大事だと思います。

事務局

篠山市といたしましては、河川の環境整備に関する補助金を支出して、各自治会の皆様に草刈等をご依頼し、行政と市民が一体となって今の管理を進めているところではございますが、高齢化等によって、管理が難しくなっている地域もあるとも聞いております。

篠山市といたしましては、安全に配慮しながら、できる範囲を市民の皆様のご協力を賜りながら進めたいと考えています。

整備についても、法面全てを土羽にするようなことは考えていません。

生物に配慮したコンクリート製品や玉石積等と組み合わせながら、管理のしやすい、生物の生息にも配慮したような川づくりを目指していきたいと考えているところでございます。

会長

大変重要な話をいくつか含んでいるように思います。

社会状況の変化と言いますか、人と自然の共生に沿って都市施設を見直すというのは方向性としては誤っていないとは思いますが、実際には地域の実情に合わせて考えていくべきことですので、そのところを注意深くやってほしいというのは地元の方ならではのご意見ではなかったかと思います。

表現は難しいですが、県の計画であれば、市町から意見が出ているということは踏まえていただく必要があるかと思しますので、当審議会の意見として伝えていただく必要があるのではないかと思います。

文言が変わらないとしても、実現手段について十分は配慮が必要であるとの認識を持っていただけたらと思います。

当審議会の意見として、今言ったようにとりまとめ、伝えられたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員

第3 地域別方針 1 長期的に目指すべき地域の将来像において、③市街地の縮小とあり、第3 地域別方針 3 都市づくりに関する方針において、農山村等における日常生活の持続性の確保とありますが、相反することになるのではないのでしょうか。

篠山市の特徴として生業と密着して住む場所が決まっていると思いますので、単純に市街地を縮小すると、農山村の日常生活が上手く持続できなくなる可能性もあると考えられるので違和感があります。

篠山市都市計画マスタープランと整合しているということでしたが、市のマスタープランにも縮小ということにはなかったと思います。

無秩序な拡大を防ぐとはあるのですが、市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

会長

ただいまのご指摘は都市のコンパクト化に付随するものであります。それについての市のマスタープランでの考え方も含めてご説明をお願いします。

事務局

篠山市都市計画マスタープランにおいては、19の地区核を整えるということで、無秩序な市街地の拡大防止を規定しておりますけれども、市街地の意識的な縮小はありません。

兵庫県と記載の方針について確認しておきたいと思います。

委員

市民に不利益が出ないような運用をお願いします。

会長

日本全体で人口が減少している中で、何らかの形で都市を再編しなければということは確かですが、どういうスケジュールでどのようにやるかは自治体の重要な方針であると思います。

その相違点についての大変重要なご指摘だったかと思います。

市の方でも検討いただいて意見として出すということをお願いしたいと思います。

委員

都市計画区域マスタープランの平成24年5月の資料を持っていますが、土地利用について、拠点地区への都市機能の集積、連携等の表示がございまして、工業団地についての記載があり、篠山東部農工団地、篠山中央農工団地、犬飼初田農工団地、泉工業団地について書いてある

のですが、農工団地は田の状態であり、県の区域マスタープランに則って農工団地として進めていくべきだと思います。

事務局

犬飼初田地区については、下水管の布設を平成27年度に行いまして、平成28年度には初田から大沢の区間の最終の舗装を実施予定ですので、工業団地としての本格的な活用は平成29年度以降からと考えております。

農工法に従って農工団地という区域指定をしておりますが、現状はそのようなことですので、インフラ整備等が完了しましたら、企業誘致についても、篠山市の身の丈に合った形で進めていきたいと考えております。

会長

マスタープランでございますので、実施計画ではない、書いてあることが全て実現できるものでは必ずしもないということです。

しかしながら、方向性を示すものとしては重要であり、今回の区域マスタープランと整合を図りつつ、市としてどんな事業を展開していくかということは重要になります。

書いていないことはやりにくいわけです。

書いたことがやれないということは起こりうるのですが、書いていないことはやりにくい。

逆に、可能性があることは盛り込んでおく方がいいという観点では重要なご指摘だったかと思います。

委員

長期的に目指すべき地域の将来像において、歴史的なまちなみや美しい田園風景と書いてありますが、篠山市の真ん中にある王地山や、歴史的な八上城から見下ろせる位置に工業団地を持ってくる計画は、ユネスコ創造都市ネットワークに加盟したり、日本遺産に登録されたりする状況でははずすべきだと思います。

将来像が謳われているのなら、来るか来ないかわからない工場のために空き地を作って草を生やして、それが篠山のイメージアップになるの

かどうか考えていく必要があると思います。

事務局

篠山市都市計画マスタープランにも農を基盤に都市機能を融合させたまち、いわゆる農の都、農地を守っていくという考え方は持っていきたいと思います。

一方で、企業誘致や定住促進は篠山市にとって重要な施策でありますので、メリハリのあるまちづくりが必要であるかと思えます。

ご意見は十分に勘案しながら、まちづくりを進めていきたいと思えます。

会長

県の都市計画というよりは、篠山市の都市計画として主に議論していく話ではないかと思えますので、そういう問題を持っていると認識しているということで、この審議会では貴重なご意見をいただいたということで進めたいと思えます。

会長

他にご意見ご質問がないようですので、議案第4号の諮問案件について確認させていただきます。

議案第4号 「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更についてですが、表現についての懸念があり、兵庫県で検討してほしい箇所がいくつかございました。

記録してありますので、会長の責任で確認し、兵庫県に伝えることにしたいと思えます。

しかし、概ねの方針については、原案を変更しろということでは必ずしもないという認識で答申したいと思えます。

つまり、原案に沿って議論したけれども、表現等については検討したい部分があるという旨を答申したいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし

会長 ご異議がないということでしたので、この旨を答申します。
答申書の作成については会長に一任ということでご異議ございません
でしょうか。

委員 異議なし

会長 ありがとうございます。

会長 議案第1号から4号までの議事が終了しました。
その他、この機会に委員の皆様から、何か協議すべき事項等がござい
ましたら、ご発言いただけたらと思います。
何かございませんでしょうか。

会長 大変長時間にわたり慎重なるご審議をいただき、ありがとうございます
した。
これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

= まちづくり部長あいさつ =
閉会（15：20）